

届出に必要なものはこの用紙の裏面を確認してください。

転出届（郵送用）

（宛先）前橋市長

届出人	氏名〔署名必須〕	市役所 太郎
	住所	〒371-0026 群馬県高崎市高松町35番地1
	日中連絡が取れる電話番号	090-0000-xxxx

※届出人氏名欄は、署名をしてください。

※内容確認のためご連絡することがありますので、日中連絡が取れる電話番号を必ずご記入ください。

旧住所	前橋市大手町二丁目12番1号	世帯主氏名	市役所 太郎
新住所	群馬県高崎市高松町35番地1		
転出予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		

※郵便日数を含め事務処理に1週間程度必要となりますので、日程に余裕をもって届け出てください。

	転出する方全員の氏名	生年月日
1	市役所 太郎	明・大・昭・平 令 1年 4月 1日
2		明・大・昭・平・令 年 月 日
3		明・大・昭・平・令 年 月 日
4		明・大・昭・平・令 年 月 日

※転出する方が5名以上いる場合、余白に5人目をご記入ください。

■マイナンバーカードをお持ちの場合、いずれかの口にチェックして下さい。

<input checked="" type="checkbox"/>	通常の転出の手続きを希望する（転出証明書を発行します）
<input type="checkbox"/>	カードによる特例転出の手続きを希望する（転出証明書を発行しないため、返信用封筒は不要）

※転出日が14日以上さかのぼる場合、特例転出の手続きはできません。転出予定日が届出日よりさかのぼる場合、通常の転出の手続き（転出証明書の発行）をお勧めいたします。

※特例転出をした場合、転入届を出す際に4桁の暗証番号を入力していただきます。

※通知カードでは特例転出のお手続きはできません。

■返信用封筒（確認のため、当てはまるもの全てにチェックしてください）

<input checked="" type="checkbox"/>	特定記録（定形：320円 定形外：350円）	<input type="checkbox"/>	簡易書留（定形：460円 定形外：490円）
<input type="checkbox"/>	普通郵便（定形：110円 定形外：140円）	<input type="checkbox"/>	速達（各郵送料金に+300円）

※転出証明書には個人番号が記載されており、普通または速達郵便は行方不明になった際に追跡ができず、情報漏えいにつながります。

特定個人情報保護の観点から、記録の残る特定記録または簡易書留を推奨しています。

※返信用封筒の送付先は旧住所または新住所です。（勤務先等へは送付できません。）

市記載欄			
受付日	切手	通知	
			<input type="checkbox"/> 転出証明書交付 <input type="checkbox"/> 特例転出
			<input type="checkbox"/> 転出証明書再交付 <input type="checkbox"/> 消除者転出
No.			

■送付先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 市民課住民係 郵送転出担当

代表：027-224-1111

内線：3106

■郵便による転出届の提出にあたって

- ① 転出届（郵送用）：必要事項をすべてご記入ください。
- ② 本人確認書類：届出人のマイナンバーカードなどの写しを同封してください。
 - ・ 1点でよいもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど
 - ・ 2点必要なもの：健康保険証、介護保険証、各種医療証、年金手帳、学生証など※通知カードは本人確認書類となりません。
- ③ 返信用封筒：定形封筒は切手を添付し、新住所・氏名・郵便番号をご記入ください。
※転出証明書には個人番号が記載されており、普通または速達郵便は行方不明になった際に追跡ができず情報漏えいにつながります。
特定個人情報保護の観点から、記録の残る特定記録または簡易書留を推奨しています。

以上の①②③を封筒に入れて前橋市役所 市民課住民係 郵送転出担当までお送りください。

